

愛知県立安城南高等学校【生徒心得】

1 教育目標

教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、知・徳・体の調和と統一のある人格の形成をめざし、未来に生きるたくましい人間を育成する。

(1) 校訓 「凜 —『浩然之氣』ヲ養フ—」

(2) 教育方針

ア 深い愛情を持ち、全職員が協力し、保護者、地域とともに生徒の可能性を引き出し、伸ばす。

イ 善良な市民、社会の一員としての自覚を持った安城南高校生を育てる。

2 学 習

(1) 始業の合図までに、すべての準備を整え、着席または整列して待つ。

(2) 学ぶことに興味・関心を持ち、主体的に授業に取り組む。

(3) 家庭での生活設計の工夫改善に努め、その中に学習計画を効果的に配置する。実施後、毎日自己点検する。

(4) 必ず予習をして授業に臨む。また、基礎・基本的事項は反復練習を徹底し完全に身につける。

3 考 査

(1) 考査期間中は、名簿番号順に着席する。

(2) 筆記用具、その他特に指示されたもの以外の用具は、筆入れや下敷きも、考査開始3分前までに鞆（補助バッグ）の中に入れ、廊下に整頓して置く。机の中には一切物を入れておかない。

(3) チャイムと同時に始められるように、考査開始3分前には着席して待つ。

(4) 考査時間中の物品の貸借、私語、途中退室は認めない。用件のある場合には、挙手して監督の先生の指示を待つ。

(5) 携帯電話を持込まない。

(6) 不正行為は絶対してはならない。また、私語や横見など誤解を受けやすい態度はとらない。

(7) 考査を無断または、正当な理由なく欠席した場合は、その科目を0点とする。病気等で考査を欠席した場合は、診断書等を提出する。

(8) 考査時間割発表後は、考査終了まで職員室の入室を禁止する。

4 出欠席、忌引等

(1) 予鈴の5分前までに登校する。

(2) 正当な理由なく遅刻、欠席、欠課等をしてはならない。また、始業時から終業時までは許可なく校外へ出ない。

(3) 欠席、遅刻、早退等の場合は必ず事前に担任に届ける。急病等の際は朝8時20分までに保護者が担任に連絡をする。

- (4) 遅刻した場合は、入室許可証を職員室に受け取りに行く。(入室許可証がなければ教室には入れない。)
- (5) 早退、外出の場合は、担任の許可を必要とする。(生徒手帳使用)
- (6) 公式試合等校長が認めた事由により授業を欠いた場合は、公欠扱いとし、授業は欠課とする。就職・大学等の受験は出席停止扱いとする。
- (7) 忌引の日数は次のとおりである。
- 父母……………7日以内
- 祖父母及び兄弟姉妹……3日以内
- 曾祖父母及び伯叔父母…1日
- その他の同居家族……………1日
- 父母の年忌……………1日
- 遠隔地の場合は、移動日も忌引の日数に加える。

5 早退の手続きについて

- (1) 早退をする場合は、下記の手続きによって許可を得ることを原則とする。
- (2) 申し出のあった理由が、担任によって認められた場合のみ早退を許可する。
- (3) 「無届け」、「不許可」の早退行為は「怠学」とみなし、後日に然るべき指導措置が講ぜられる。

6 日 課

予 鈴	8 : 35	
安南タイム	8 : 40	～ 8 : 50
S T	8 : 50	～ 9 : 00
1 限	9 : 00	～ 9 : 50
2 限	10 : 00	～ 10 : 50
3 限	11 : 00	～ 11 : 50
4 限	12 : 00	～ 12 : 50
予 鈴	13 : 25	
5 限	13 : 30	～ 14 : 20
6 限	14 : 30	～ 15 : 20
S T	15 : 25	～ 15 : 30
清 掃	15 : 30	
部 活	16 : 00	～
* 7 限	15 : 30	～ 16 : 20
* S T	16 : 20	～ 16 : 30

- (1) 全校集会 原則として毎月第一月曜日に、身だしなみ指導とあわせて実施する。
- (2) 部活動 任意の参加とする。また、顧問の付添指導があるときは、以下の時間まで活動を延長できる。

(3月～10月は18:30まで) (11月～2月は17:50まで)

- (3) ホームルーム・ロングタイム
月曜日第7限に行く。

7 交通安全

- (1) 登下校途中は、通学目的外の箇所へ立ち寄らない。
(2) 自動二輪車、原付自転車及び自動車等の利用並びにそれらを用いた送迎による登下校は原則として禁止する。
(3) 自転車通学は許可制とする。許可を受けた生徒は、次のことがらを確実に守り、登下校の安全に努めなければならない。また、自身の安全確保のために、ヘルメットの着用を強く推奨する。

○許可条件

- ア 交通ルール・マナーを守る。
イ 特殊な自転車（ミニサイクル、折りたたみ式自転車など）や変型ハンドルの使用は認めない。校内の自転車置き場の構造上、タイヤ幅は40mm以下とする。
ウ 自転車には、ライト、反射材、泥よけ、スタンドを付ける。
エ 許可された自転車には、後ろから見えやすい位置（泥よけ）に学校指定の許可ステッカーを貼る。
オ 自転車の整備点検に心がける。（ブレーキ、タイヤ、反射材、チェーン、ライト、鍵、防犯登録、許可ステッカーなど）
カ 校内では自転車置き場の指定された位置に置き、施錠する。
キ 雨天時にはカッパを着用する。傘さし運転は厳禁とする。
ク 自転車用ヘルメットを所持している。

8 礼儀

- (1) 校内外を問わず、高校生としての本分を見究め、常に礼儀正しい言葉づかいや品位のある態度を保ち、自らの向上に努める。
(2) 年長者を敬い、後輩を慈しみ、人々の立場を思いやり、善意に対する感謝の心を忘れない。
(3) 家人や隣人に対して礼の心を失わず、校内にあっては、来校者及び教職員にはもちろん、生徒同士も心からの挨拶を交わす。

9 校内生活

- (1) 通学には原則制服を着用し、生徒手帳を携帯する。
(2) 校内での掲示、印刷物配布、集会及び団体の結成あるいは参加については、事前の許可を必要とする。
(3) 清掃美化に徹するとともに、汚さないよう心がける。
(4) 授業及び部活動を除き、校地、校舎、設備、備品の使用は、事前の許可を必要とする。
(5) 公共物の使用には十分注意し、損傷した場合はただちに担任に届ける。

10 規律ある態度

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、自己の行為に対して責任を持つとともに、学校の名譽を傷つけないよう行動する。
- (2) 旅行・登山・キャンプ等
 - ア 適切な指導者のいない登山・キャンプ等は実施してはいけない。
 - イ 宿泊を伴う旅行には、保護者の同行または保護者の承諾を必要とする。
 - ウ 旅行運賃割引証の必要なときは、学生割引証交付願を使用する1週間以上前に提出する。
- (3) アルバイト等
 - ア アルバイトは特別な場合を除き禁止する。
 - イ 家庭においては家事を手伝うなど余暇の善用に心がける。
- (4) 在学中は原付バイク、自動二輪車、自動車の運転免許証を取得することを禁止する。
- (5) 生徒の交際は、高校生らしく、明朗で節度あるものとする。
- (6) 外出
 - ア 学校に関わる行事で外出する際は、原則制服を着用する。
 - イ 外出するときは、行先・用件・帰宅時刻をあらかじめ保護者にしっかり連絡する。
 - ウ 深夜の外出はしない。
- (7) 飲酒・喫煙・薬物・暴力行為等に類する違法行為はもちろん、麻雀、カード等によるかけごとは一切禁止する。
- (8) 学校行事以外の行事を計画し、またはその種の行事に参加する場合は、保護者の承認とともに校長の許可を得る。

11 所持品

- (1) 所持品については質素を旨とし、必ず記名する。
- (2) 金品の盗難、紛失は未然に防ぐよう十分注意する。万一、被害・拾得の事実のあった場合は直ちに担任に申し出る。
- (3) 不必要な金銭や貴重品は持参しない。また、娯楽用具・雑誌等は持ち込まない。
- (4) 携帯用通信機器は、定められたルールに基づき目的に沿った使用のみを認める。使用しない時は、電源を切って鞆の中に入れた状態にすること。

愛知県立安城南高等学校【服装規定】

端正を旨とし、本校生徒としての品位と清潔を保つ。

1. 制 服

(1) 男子冬服

ア. 上 衣

本校指定のものとする。

ボタンは校章入りのものを5個つける。

左衿に校章をつける。

イ. ズボン

本校指定のものとする。

(左上にししゅう入り)

ウ. ベスト, カーディガン

本校指定のものとするが購入は任意とする。

(2) 男子夏服

ア. 上 衣

本校指定のししゅう入りシャツとする。

イ. ズボン

本校指定のものとする。

(左上にししゅう入り)

ウ. ベスト, カーディガン

本校指定のものとするが購入は任意とする。

(3) 女子冬服

ア. 上 衣

本校指定のものとする。

ボタンは校章入りのものを2個つける。

左衿に校章をつける。

イ. スカート, スラックス

本校指定のものとする。スカート丈はひざにかかる程度とする。

(スカートは左下に, スラックスは左上にししゅう入り)

ウ. ブラウス

本校指定の白長袖ブラウスとする。

エ. リボン

本校指定のリボンとする。

オ. ベスト, カーディガン

本校指定のものとするが購入は任意とする。

(4) 女子夏服

ア. 上 衣

本校指定のししゅう入り白開衿ブラウスまたは白長袖ブラウスとする。

イ. スカート， スラックス

本校指定のものとする。スカート丈はひざにかかる程度とする。

(スカートは左下に， スラックスは左上にししゅう入り)

ウ. ベスト， カーディガン

本校指定のものとするが購入は任意とする。

2. そ の 他

(1) 防寒衣

ア. ベスト， カーディガンは本校指定品とする。本校指定品以外の使用は禁止する。

イ. ベスト， カーディガンともに年間を通じて温度調節のために着用してもよい。

ウ. 登下校時には、防寒具・防寒着の使用を認める。ベスト， カーディガン以外の防寒具・防寒着は特に指定しない。

(2) 雨 具 (雨カップ・傘・雨靴)

特に指定しない。清楚なものとする。

(3) 靴

華美でない運動靴， または黒， 茶の革靴とする。

(4) 靴 下

白， 黒， 紺， グレーの無地とする。ルーズソックスは禁止とする。ストッキングやタイツを用いる場合は、上記の色かベージュの無地とする。

(5) 靴

華美でない靴とする。

(6) スリッパ

本校指定のものを使用する。

(7) 体育服， 体育館シューズ

本校指定のものを使用する。

(8) 頭 髪

清楚で清潔を旨とする。特殊な技巧の髪型や， アクセサリーの類を用いることは禁止する。

カール， パーマ， エクステ， 脱色， 染色等は禁止する。

(9) その他

ア. 化粧， カラーリップ， マニキュア， カラーコンタクト， 香水等の使用は禁止する。

イ. ピアス， 指輪， 腕輪， ペンダント， その他の装身具の着用や遊具類の携帯等は一切禁止する。

ウ. 病気・けがなどのやむを得ない事情で以上の規定のいずれかに反する時は， 担任に申し出て， 異装願を提出し， 許可を得ること。